

第2次能代市国土利用計画

令和元年12月
能代市

目 次

第1	市土地利用の現状と課題	
1	本市の概要	1
2	土地利用の現状と推移	2
3	本計画が取り組むべき課題	3
第2	市土地利用に関する基本構想	
1	市土地利用の基本方針	4
2	地域類型別の市土地利用の基本方向	5
3	利用区分別の市土地利用の基本方向	6
第3	市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	
1	市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	9
2	地域別の概要	11
第4	第3に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	
1	公共の福祉の優先	14
2	土地利用に関する法律等の適切な運用	14
3	市土の保全と安全性の確保	14
4	持続可能な市土の管理	14
5	自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保	15
6	土地の有効利用の促進	16
7	土地利用転換の適正化	16
8	土地に関する計画の推進等	17
9	多様な主体の参画・連携	17

第1 市土地利用の現状と課題

1 本市の概要

本市は、42,695haの市土を有し、平成28年における土地利用の現況は、農地が17.7%、森林が60.1%、原野等が0.2%、水面・河川・水路が4.0%、道路が3.7%、宅地が4.2%、その他が10.1%となっている。

特性としては、世界自然遺産「白神山地」に連なる山々をはじめ、日本海、米代川、小友沼等の水辺空間、風の松原、きみまち阪県立自然公園、七座山、仁鮎水沢スギ希少個体群保護林の日本一高い天然秋田杉等の豊かな自然のほか、檜山安東氏城館跡、杉沢台遺跡、旧料亭「金勇」、伝統芸能等の貴重な地域資源がある。

また、基幹産業である農業、木材産業等の基盤に加え、近年は国内有数の風力発電の適地として、陸上風力発電の導入が進んでいるほか、洋上風力発電の事業化に向けた調査等が実施されている。

さらに、重要港湾及びリサイクルポートに指定されている能代港、日本海沿岸東北自動車道等、地域経済や地域間交流の発展につながるインフラ拠点を有している。

表 土地利用の現状

区 分	平成19年	平成28年		伸 び 28年／19年
			構成比	
	ha	ha	%	%
農地	7,883	7,555	17.7	95.8
森林	25,078	25,642	60.1	102.2
原野等	841	89	0.2	10.6
水面・河川・水路	1,615	1,697	4.0	105.1
道路	1,453	1,585	3.7	109.1
宅地	1,714	1,796	4.2	104.8
住宅地	878	931	2.2	106.0
工業用地	233	94	0.2	40.3
その他の宅地	603	771	1.8	127.9
その他	4,090	4,331	10.1	105.9
合計	42,674	42,695	100.0	100.0
(参考)	(平成17年)	(平成27年)		
人口集中地区(市街地)	574	562		

(注) 1 道路は、一般道路、農道及び林道である。

2 人口集中地区面積は、平成17年及び平成27年の「国勢調査」による面積である。

2 土地利用の現状と推移

(1) 農林業的土地利用

ア 農地の動向

農地は、宅地や道路用地等、他用途への転換等により減少している。一方で、担い手への農地集積と生産性の向上による効率的な農業経営の確立を図るため、大区画を主としたほ場整備が進められている。

イ 森林の動向

森林は、市土の約60%を占めており、市土の保全や水源のかん養等の公益的機能を維持する上で重要な役割を担っているが、過疎化や高齢化による管理放棄等から、管理及び保全が難しくなっている。

(2) 自然的土地利用

本市は、世界自然遺産である「白神山地」をはじめ、日本海や米代川等、豊かな自然に恵まれた地域であり、市街地周辺においても、風の松原やきみまち阪、小友沼等の自然資源を有している。

しかし、集落の過疎化や高齢化等により、一部の里山に荒廃化が見られるほか、野生動物による食害が増え、これまで生息が確認されていなかったニホンジカやイノシシが目撃されるなど、公益的機能や生態系への悪影響が懸念されている。

(3) 都市的土地利用

平成27年国勢調査における人口集中地区（市街地）の人口は19,104人であり、平成22年と比較して1,278人（6.3%）減少している。

人口集中地区が市全体の面積に占める割合は、1.3%と平成22年と比較して横ばいであるが、人口割合は34.9%と0.4ポイントの増加にとどまっており、人口減少を背景に都市化は進行していない。

ア 住宅地の動向

住宅地は、小規模な宅地造成等が行われており、平成28年の建築着工統計調査における居住専用住宅及び居住専用準住宅の着工数は192棟と、平成23年と比較して23棟の減少となっているが、人口減少下においても一定の需要がある。

一方で、空家が年々増加しており、老朽化や適切に管理されていないことなどが課題となっている。

イ 工業用地の動向

平成28年の工業統計調査では、事業所数が129事業所と、平成20年と比較して42事業所の減少となっており、これを背景に工業用地の面積も減少している。

また、能代工業団地では、約4割が未分譲となっている。

ウ その他の宅地の動向

事務所や店舗等のその他の宅地については、商業統計調査における商店数、従業者数、商品販売額が、いずれも減少しているが、中心市街地の商店街においては、起業者への支援等により空き店舗の有効活用につながっている傾向も見られる。

3 本計画が取り組むべき課題

今後の市土利用を計画するにあたっては、次のような基本的条件の変化を考慮し、課題に取り組んでいく必要がある。

(1) 人口減少による市土管理水準の低下

平成27年国勢調査における本市の人口は、54,730人と平成22年と比較して4,354人(7.4%)減少している。

また、65歳以上の人口割合は、37.0%となっており、平成22年と比較して4.4ポイント増加している一方で、15歳未満が9.2%、15～64歳が51.5%といずれも減少しており、少子化・高齢化が進行している。

今後も出生数の減少や若年層の転出等により、同様の傾向が続くことが予想される中で、中心市街地における空洞化や空家・空き店舗の増加等による土地利用効率の低下、また、農山村地域における過疎化や農林業従事者の高齢化、担い手不足等による荒廃農地の増加、森林の管理水準の低下が懸念されている。

このため、人口減少社会においても、市土の適切な利用と管理水準の向上を図り、市土を荒廃させないための取組を進めていくことが課題となっている。

(2) 自然環境と美しい景観等の変化

これまで人の手が入ることで管理されてきた里地里山等においては、集落の過疎化の進行による自然環境の悪化や野生鳥獣被害の深刻化等に加え、地球温暖化に伴う気候変動が、さらなる自然環境の悪化や生物多様性の損失をもたらすことが懸念される。

こうしたことは、暮らしを支える生態系サービス（自然の恵み）に大きな影響を及ぼすため、生態系や人と自然が共生してきた里地里山等を適切に保全していく必要がある。

また、本市が有する良好な自然環境と美しい景観に加え、地域固有の伝統や文化を次世代に継承するとともに、これらを活用して地域の魅力を高めていくことも重要である。

(3) 自然災害への対応

安全と安心の確保は、すべての社会活動の基盤であり、地震・津波、大雨・洪水、豪雪、風害等の自然災害への対応が求められている。

災害から市民の命や財産を守り、被害を最小化し、迅速な回復・復興が可能な市土の構築に向けた取組を進めていくことが必要である。

第2 市土利用に関する基本構想

1 市土利用の基本方針

市土は、現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通じる諸活動の共通の基盤である。

このため、市土については、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮した、健康で文化的な生活環境の確保につながる利用と均衡ある発展を図ることを基本方針とする。

(1) 適切な市土管理を実現する市土利用

人口減少が進む中であっても、都市的土地利用への利用転換は見込まれるが、地域の状況等を踏まえ、市街地及び市街地に準じた利用を図る地域では、低・未利用地や空家の有効利用により土地利用の効率化を図り、郊外部への市街地の拡大を抑制する。

農林業的土地利用については、優良農地を確保し、市土保全の多面的機能を持続的に発揮させるために、農業の担い手への農地集積や用排水路等の農業用施設の適正な管理等を通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図る。

また、市土の保全、水源のかん養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を推進する。

大規模な風力発電施設等の再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、周辺の土地利用状況や周辺環境、景観等に配慮しながら、地域経済の活性化に向けて、積極的に導入を促進する。

森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用転換については、その不可逆性に加え、生態系や景観等への影響も考えられることから、慎重な配慮の下で計画的に行い、その上で、総合的に市の発展に寄与すると認められる場合には、柔軟に進める。

(2) 自然環境や美しい景観を保全・再生・活用する市土利用

本市は、世界自然遺産「白神山地」を望み、日本海や米代川、風の松原、小友沼、七座山等の優れた自然環境と美しい景観を有している。これらは、将来にわたり残していくべきであり、気候変動による影響も考慮しながら、自然環境の保全・再生を進める。

また、恵まれた自然資源や農山村地域における緑豊かな環境、市民と地域の自然との関わりの中ではぐくまれた地域固有の伝統・文化等を継承し、持続可能で魅力ある地域づくりを進める。

(3) 安全・安心を実現する市土利用

災害に対応する地域の特性を踏まえた適正な市土利用を基本として、防災・減災対策を進めるとともに、防災ハザードマップ等による危険箇所に関する情報提供や農地の適切な保全管理、森林やその他の市土保全機能の向上等、市土の安全性を総合的に高める取組を進める。

(4) 多様な主体の参画・連携による市土管理

国や県が示す方針とともに、地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえながら、市民、企業、団体等、市土管理の一端を担う多様な主体の参画・連携を進める。

2 地域類型別の市土利用の基本方向

市街地等、農山村地域、自然維持地域の市土利用の基本方向は次のとおりとする。

なお、地域類型別の市土利用にあたっては、相互の関係性を踏まえ、各地域類型を個別に捉えるだけでなく、相互の機能分担や対流といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮することが重要である。

(1) 市街地等

市街地等の中心部は、居住人口が減少しており、中心市街地の空洞化が進むことが予想されることから、郊外への拡大を抑制し、高齢者にとっても暮らしやすいコンパクトな都市の形成を図る必要がある。

その際、低・未利用地や空家等の有効利用等により土地利用の効率化を図るとともに、拠点性を有する市街地等や地域の生活拠点、農山村地域間の公共交通ネットワークを充実させることにより、相互の機能分担や対流を促進し、効率的な土地利用を図る。

また、新たな需要がある場合は、既存の低・未利用地の有効利用を優先させる一方、農林業的土地利用、自然的土地利用からの転換は抑制することを基本としつつ、交通基盤や立地特性を活かした効果が期待できる地域については、柔軟な土地利用を進める。

(2) 農山村地域

農山村地域は、生活及び生産の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観、水源のかん養、文化の伝承等の重要な機能を有する市民共有の財産であるという認識のもと、良好な生活環境の整備とともに、6次産業化等による農林水産物の高付加価値化や新たな木材需要の創出等を通じた健全な地域社会の形成を促進する。

また、農業の担い手への農地の集積、農地の良好な管理、野生鳥獣被害への対応、健全な水循環の維持、森林資源の循環利用や森林の適切な保全を進める。

農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮し、農山村地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、計画的かつ適正な土地利用を図る。

(3) 自然維持地域

原生的な自然地域や、野生生物の重要な生息・生育地及び優れた自然の風景地等、自然環境を保全、維持すべき地域については、生態系ネットワークへ果たす役割を踏まえ、次世代へ継承するかけがえのない財産として、適正に保全する。

また、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ、市街地等や農山村地域との適切な関係を構築し、自然とのふれあいの場としての利用を図る。

3 利用区分別の市土利用の基本方向

利用区分別の市土利用の基本方向は次のとおりとする。

なお、利用区分別の市土利用にあたっては、各利用区分を個別に捉えるだけでなく、相互の関連性にも十分留意することが重要である。

(1) 農地

農地については、食料の安定供給を支える農業生産基盤であることから、効率的な土地利用と生産性の向上に努めるとともに、6次産業化や農林水産物の高付加価値化、担い手の確保・育成等に取り組み、農業生産力の維持強化に向け、優良農地の確保と整備を図る。その際、農業生産の効率化と担い手への農地集積を図るため、大区画化等を推進する。

また、適切な管理による自然環境保全等、農地の有する多面的機能の維持に努めるとともに、環境負荷の低減に配慮した農業生産を推進する。

市街地区域内については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災機能の観点から計画的な保全と利用を図る。

(2) 森林

森林については、木材生産等の経済的機能のみならず、市土の保全、水源のかん養等の多面的機能を有することから、次世代に豊かな状態で継承していくことができるよう、その整備と保全を図る。

市街地等及びその周辺については、良好な生活環境を確保するため、緑地としての保全及び整備を図るとともに、農山村地域集落周辺については、地域社会の活性化に配慮しながら、適正な利用を図る。

原生的な森林や、貴重な野生生物が生息・生育する自然環境の保全を図るべき森林については、適正な維持・管理を図る。

(3) 原野等

原野等のうち、湿原、水辺植生、野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を図る。

その他の原野等については、地域の自然環境の保全面で果たしている機能を踏まえ、適正な利用を図る。

(4) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、地域における安全性の向上のための河川等の整備と適切な管理、安定した水供給のための農業用排水施設の整備等に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

整備にあたっては、流域の特性に応じた健全な水循環の構築等を通じ、自然環境の保全・再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、野生生物の多様な生息・生育環境や魅力ある水辺環境等、多様な機能の維持・向上を図る。

(5) 道路

一般道路については、地域間の対流を促進するとともに輸送の多重性等を確保し、市土の有効利用と安全・安心な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図るとともに、適切な維持管理等を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

整備にあたっては、道路の安全性、快適性や防災機能の向上、生活道路としての利便性、環境の保全に配慮する。

また、地域経済の発展や地域間交流の促進に資する広域的な高速交通ネットワークを確立するため、日本海沿岸東北自動車道の整備を促進する。

農道及び林道については、自然環境の保全に配慮した上で、農林業の生産性の向上並びに農地及び森林を適正に管理するため、必要な用地の確保とともに、適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

(6) 住宅地

住宅地については、人口減少に対応した秩序ある市街地形成と豊かな住生活の実現を図る観点から、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上とともに、住宅周辺の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、四季を通じて快適な居住環境の形成を図る。

整備にあたっては、低・未利用地や空家の有効利用及び既存住宅ストックの有効活用を優先し、自然的土地利用等からの転換は抑制する。

(7) 工業用地

工業用地については、環境の保全等に配慮するとともに、工場の立地動向と産業構造の変化等に対応しながら、雇用機会の安定的な確保と地域経済の活性化に向けて、交通基盤や地域特性を活かした工場立地、工業振興に必要な用地の確保に努める。

(8) その他の宅地

その他の宅地については、土地利用の高度化、中心市街地における交流人口の増加と商業の活性化、低・未利用地の有効利用、良好な環境の形成に配慮しながら、必要な用地の確保を図る。

大規模集客施設の立地については、都市構造への広域的影響や周辺地域の土地利用等を踏まえて適正に対応する。

(9) その他（公用・公共用地）

文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、厚生福祉施設等の公共施設の用地については、市民生活上の重要性和ニーズの多様化を踏まえ、立地環境に配慮して、必要な用地の確保を図る。

施設の整備にあたっては、耐災性の確保と災害時における活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から空家等の再生利用や中心市街地への立地に配慮する。

(10) その他（低・未利用地）

市街地等の低・未利用地については、居住用地、事業用地等としての再利用のほか、居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から積極的な活用を図る。

農山村地域の荒廃農地は、所有者等による適切な管理に加え、多様な主体の直接・間接的な参加を促進することにより、農地等としての活用を図るとともに、再生困難なものは、それぞれの地域の状況に応じて農地以外への転換を促進する。

(11) その他（沿岸域）

沿岸域については、漁業、海上交通、レクリエーション等の多様な利用が考えられることから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性、環境の保全に配慮しながら、長期的視点に立った総合的な利用を図る。

なお、能代港及び周辺の一般海域では洋上風力発電が計画されており、再生可能エネルギーの導入拡大が見込まれることから、整備にあたっては、事業者には環境保全及び漁業者等の海域利用者との調整に留意させながら、再生可能エネルギーの導入拡大を促進する。

第3 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(1) 目標年次及び基準年次

計画の目標年次は令和11年とし、基準年次は平成28年とする。

(2) 人口及び世帯数

人口及び世帯数については、計画の目標年次である令和11年において、それぞれおよそ43,000人、21,000世帯と想定する。

(3) 市土の利用区分

市土の利用区分は、農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路、宅地、その他の各地目別区分及び人口集中地区とする。

(4) 規模の目標の設定方法

市土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の市土の利用の現況と推移についての調査に基づき、それぞれ必要な土地面積を予測し、土地利用の実態と調整して定めるものとする。

(5) 目標年次の規模の目標

市土利用の基本構想に基づく令和11年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりである。

これらの数値については、今後の経済状況の不確定さ等にかんがみ、弾力的な理解を得るべきものである。

表 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

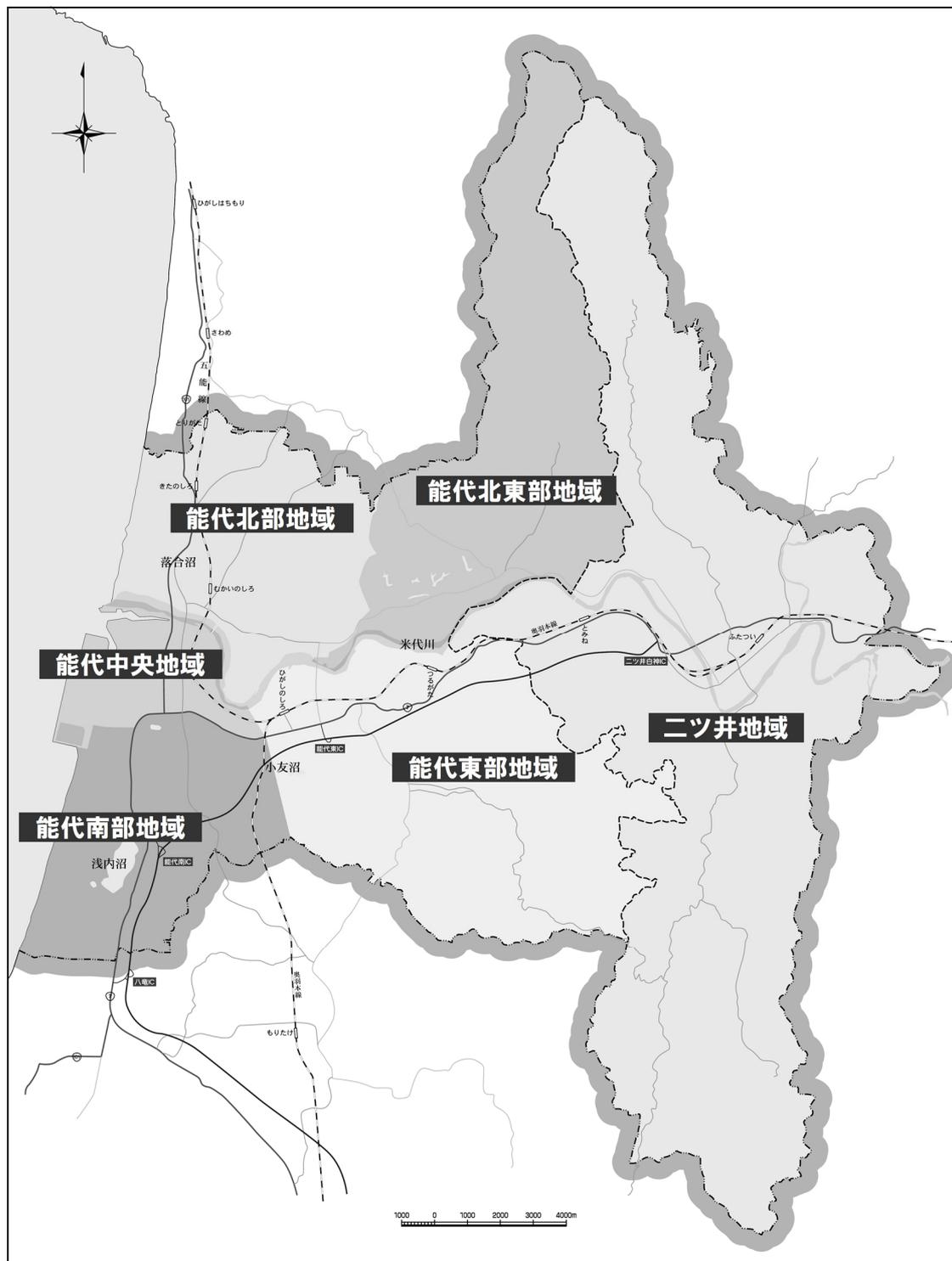
区 分	平成28年	令和11年	構成比		伸 び R11年/H28年
			平成28年	令和11年	
	ha	ha	%	%	%
農地	7,555	7,508	17.7	17.6	99.4
森林	25,642	25,621	60.1	60.0	99.9
原野等	89	72	0.2	0.2	80.9
水面・河川・水路	1,697	1,705	4.0	4.0	100.5
道路	1,585	1,637	3.7	3.8	103.3
宅地	1,796	1,817	4.2	4.3	101.2
住宅地	931	936	2.2	2.2	100.5
工業用地	94	94	0.2	0.2	100.0
その他の宅地	771	787	1.8	1.8	102.1
その他	4,331	4,335	10.1	10.2	100.1
合計	42,695	42,695	100.0	100.0	100.0
(参考)	(平成27年)				
人口集中地区(市街地)	562	-	-	-	-

- (注) 1 道路は、一般道路、農道及び林道である。
 2 平成28年欄の人口集中地区面積は、平成27年の国勢調査による面積である。
 3 合計等の数字は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

2 地域別の概要

(1) 地域区分

市土の地域の区分は、地理的条件、歴史的経緯等を考慮し、能代中央地域、能代北部地域、能代北東部地域、能代東部地域、能代南部地域、二ツ井地域の6区分とする。



(2) 利用区分ごとの地域別の概要

令和11年における市土の利用区分ごとの規模の目標は、次のとおりであるが、流動的な要素があることに留意が必要となる。

ア 農地

農地については、農地基盤整備事業や道路用地、宅地への転換等により、47ha程度の減少が見込まれる。

地域別では、能代中央地域4ha、能代北部地域4ha、能代東部地域8ha、能代南部地域9ha、二ツ井地域22ha程度それぞれ減少する。

イ 森林

森林については、道路用地への転換等により21ha程度の減少が見込まれる。

地域別では、能代中央地域1ha、能代北部地域5ha、能代北東部地域2ha、能代東部地域1ha、二ツ井地域12ha程度それぞれ減少する。

ウ 原野等

原野等については、農地基盤整備事業や道路用地への転換等により、17ha程度の減少が見込まれる。

地域別では、能代中央地域1ha、能代北部地域2ha、能代南部地域5ha、二ツ井地域9ha程度それぞれ減少する。

エ 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、河川改良工事及び農地基盤整備事業等により8ha程度の増加が見込まれる。

地域別では、能代北部地域2ha、能代南部地域3ha、二ツ井地域3ha程度それぞれ増加する。

オ 道路

道路については、日本海沿岸東北自動車道、国道、県道、市道、農道及び林道整備等により、52ha程度の増加が見込まれる。

地域別では、能代中央地域2ha、能代北部地域4ha、能代北東部地域2ha、能代東部地域1ha、能代南部地域10ha、二ツ井地域33ha程度それぞれ増加する。

カ 宅地

宅地のうち、住宅地は5ha程度の増加が見込まれる。

地域別では、能代東部地域で1ha程度の減少、能代中央地域2ha、二ツ井地域4ha程度それぞれ増加する。

工業用地は、増減は見込まれない。

その他の宅地は、16ha程度の増加が見込まれる。

地域別では、能代中央地域3ha、能代北部地域3ha、能代東部地域9ha、能代南部地域1ha程度それぞれ増加する。

キ その他

その他については、4ha程度の増加が見込まれる。

地域別では、能代中央地域で1ha程度の減少、能代北部地域2ha、二ツ井地域3ha程度それぞれ増加する。

第4 第3に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

1 公共の福祉の優先

市土の利用については、公共の福祉を優先させるとともに、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正な利用が図られるよう努める。このため、各種規制措置や誘導措置等を通じて総合的に対応する必要がある。

2 土地利用に関する法律等の適切な運用

国土利用計画法及び関連法令の適切な運用並びに、全国計画、秋田県計画及び本計画を基本とする土地利用の計画的な調整により、適正な土地利用の確保と市土の適切な管理を図る。

3 市土の保全と安全性の確保

- (1) 市土の保全と安全性の確保のため、地域防災計画やハザードマップを活用した防災・減災対策を進めるとともに、治水施設等の整備を通じ、災害等に対応するための適正な利用を図る。
- (2) 森林が持つ市土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、適切な保育、間伐等の森林整備を推進するとともに、保安林の管理と治山施設の整備等、適切な森林管理を促進する。
- (3) 市街地等における生活の安全性を高めるため、津波による被害が想定される地域においては、公園・街路等の活用による避難場所・避難経路の確保、住宅・建築物の耐震化、災害時の業務継続に必要なエネルギーの供給源確保等を進める。

4 持続可能な市土の管理

- (1) 市街地等においては、地域の状況に応じ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住機能を市街地等の中心部や地域の生活拠点等へ誘導・集積するなど、効率的な土地利用を図る。

また、高齢者等の移動手段が確保されたまちづくりを進めるために、公共交通体系を整備する。

生活サービス機能等の維持が困難と見込まれる中山間地域等においては、周辺地域とのネットワークを強化する。
- (2) 食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保するとともに、多面的機能を発揮させるため、営農の効率化に向けたほ場整備事業等による担い手への農地の集積を推進する。

また、農業の担い手確保と6次産業化等による農林水産物の高付加価値化の取組を支援する。

- (3) 持続可能な森林管理を図り、新たな木材製品の普及による木材需要の創出、施業の効率化や路網整備等による安定的・効率的な木材供給体制の構築、森林の適切な整備及び保全等を通じて、林業の振興を推進する。
- (4) 海岸侵食対策や海岸線に広がる美しい砂防林の保全を進めるとともに、港湾機能の向上を図る。
- (5) 美しく魅力あるまちなみ景観や水辺空間の保全・再生・創出、地域の歴史や文化に根ざした自然環境と調和した良好な景観の維持・形成を図る。

5 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

- (1) 原始的な自然地域や野生生物が生息・生育する優れた自然、学術的・歴史的な価値を有する地域については、行為規制等により、適正な維持保全に努める。
里地里山等の二次的な自然については、農林水産業における適切な生産活動や地域住民を含む多様な主体の参画による保全活動、必要な施設の整備等を通じた自然環境の維持・形成を図る。
また、農地や荒廃農地等においても、希少種等の野生生物の生息に配慮した土地利用に努める。
- (2) 優れた自然の風景地や地域固有の生態系、自然に育まれた伝統や文化等は、観光資源としての価値も有していることから、これらを活かして地域産業の振興を図る。
また、国内の観光客はもとより外国人の受け入れがもたらす経済効果も高いことから、多言語化を含む戦略的な情報発信及び受入環境の整備を促進する。
- (3) 地球温暖化等の対策として、風力、太陽光、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入等による環境負荷が小さい土地利用を進めるとともに、森林吸収源対策となる森林の保全・整備、公共交通の利用促進等の取組を進める。
- (4) 市民の健康を保持し、また、生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、悪臭等に対して引き続き対策を講じる。
- (5) 循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を推進するとともに、発生した廃棄物を適正に処理するため、環境の保全に十分配慮しながら、必要な用地の確保を図るとともに、不法投棄等の不適切処理を防止する。

6 土地の有効利用の促進

(1) 農地

農地については、多面的機能の維持増進に配慮しながら、農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、農地中間管理事業等による担い手への集積を促進する。

農地の荒廃化に対しては、農業生産力の維持強化と環境保全の観点から、その解消と発生防止を図るための措置を講じる。

(2) 森林

森林については、多面的機能が高度に発揮されるよう、森林の整備・保全を計画的に推進するとともに、林業生産の効率化による持続的かつ健全な発展を図る。

また、美しい景観の形成や保健休養、文化、教育の場としての空間利用を図る。

(3) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、治水及び利水の機能に留意しながら、自然の水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境等としての機能の維持向上に努めるとともに、景観と一体となった水辺空間や水に親しめる場の形成を図る。

(4) 道路

道路については、市民生活の利便性の向上と安全性確保、地域間の対流を促進するため、計画的に整備を推進する。また、道路緑化等による良好な景観の形成を図る。

(5) 宅地

市街地等における住宅地については、低・未利用地及び空家等を含む既存住宅ストック等の有効利用を図る。特に空家等については、空家バンク等を通じた利活用を促進する。

工業用地については、地域社会との調和と公害防止に努めるとともに、既存の工業団地や工場跡地等の有効利用を図りながら、企業立地や産業集積を促進する。

7 土地利用転換の適正化

(1) 土地利用の転換を図る場合には、その不可逆性や影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況、その他の自然的・社会的条件等に十分に配慮する。

特に、人口減少が続いているにもかかわらず自然的土地利用等から都市的土地利用への転換が依然として続いている一方、市街地等の低・未利用地や空家等が増加していることから、これらの有効利用を通じて、土地利用の転換を抑制することを基本としつつ、地域特性の活用等、市の発展に寄与することが期待できる場合には柔軟に進める。

(2) 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範であるため、周辺地域を含めて十分な事前調査を実施し、市土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮し、適正な土地利用を図る。

また、地域の実情を踏まえるとともに、関連計画等との整合を図る。

(3) 農林業的土地利用と都市的土地利用が混在する地域での土地利用転換については、相互の土地利用の調和を図る。

8 土地に関する計画の推進等

市土の効果的な利用を推進するため、市土に関する基礎的な調査結果の収集、分析に努める。

本計画の推進にあたっては、具体的な施策を担う他の関係計画等との調整、連携を図り、その実施状況を見ながら効果的な市土利用を推進するとともに、社会的、経済的な変化を踏まえ、必要に応じて計画を総合的に点検する。

9 多様な主体の参画・連携

市土を適切に管理するため、所有者等による適切な管理、国や県、市による公的な役割に加え、地域住民、企業、団体等の多様な主体による森林づくり活動、河川・湖沼環境の保全活動、農地の管理活動、緑化活動や、こうした活動に対する直接的又は間接的な支援を通じ、市土の有効利用を推進する。